

第2期北広島町スポーツ推進計画

(令和3年度～令和7年度)

広島県 北広島町

令和3年4月



< 目 次 >

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間.....	1
第2章 スポーツを取り巻く北広島町の現状と課題	3
第3章 計画の基本事項	7
1 基本理念	7
2 本計画における「スポーツ」の捉え方と、目標とする政策目標	7
3 目指す姿(将来像)	9
4 5つの政策目標	10
5 施策の体系.....	11
第4章 目標達成に向けた施策展開	12
政策目標Ⅰ きたスポを通じた共生社会の実現	12
政策目標Ⅱ きたスポを通じた健康長寿社会の実現	13
政策目標Ⅲ きたスポを通じた経済の活性化	14
政策目標Ⅳ きたスポを通じた地域の活性化	15
政策目標Ⅴ きたスポを通じたトップアスリートの支援と活用.....	17
第5章 計画の着実な推進と進行管理	18
1 計画の着実な推進.....	18
2 計画の進行管理・評価・見直し.....	18
資料編	19
1 北広島町スポーツ推進計画策定委員会名簿	19
2 計画策定の経過	19

計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

2020年に計画されていた東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、スポーツに対する国民の注目が高まってきている中、新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナウイルス」という。）の感染拡大に伴い開催が延期となった。新型コロナウイルス感染拡大の影響は我が国のスポーツにも大きな影響を与えた。

国においては、平成27（2015）年10月にスポーツ庁が設置され、また、平成29（2017）年3月にスポーツ立国を目指す指針として「第2期スポーツ基本計画」が策定された。

広島県においても、平成30（2018）年4月に、知事部局にスポーツ推進課が設置され、スポーツ関連行政を総合的・一元的に推進している。

本町においても、平成17（2005）年2月の合併を機に、町民相互の交流を深め、町民が丸となって新しいまちづくりに取り組む意識醸成を目的に、町民大運動会の開催や、それまで旧町単位で取り組んでいたチャレンジデーの全町合同開催、ラジオ体操の普及・振興、総合型地域スポーツクラブの育成など、体育協会を中心とするスポーツ関係団体と連携してスポーツや運動を通じたまちづくりに取り組んできた歴史がある。平成22（2010）年3月には北広島町スポーツ振興計画を策定し、「日本一元気なまち北広島町」の実現に向けスポーツの振興に取り組み、各地域における、それぞれ特色あるスポーツへの取り組みの継続や発展に取り組んできた。また、近年においては、全国大会や世界の舞台で活躍するスポーツ団体・個人が本町を拠点に活動しており、地域ぐるみで選手を応援するなど、スポーツが地域の活性化にも大きく貢献してきている。

このことを受け、令和元（2019）年度から、国の地方創生推進交付金を活用した「スポーツをキーワードとした地方創生事業」^{*1}に取り組み、スポーツをキーワードとしたまちづくりに取り組む新たな組織の創設（きたひろスポーツコミッション（以下、「きたスポコミッション」という））と、スポーツと魅力ある地域資源を有効活用して、地域づくり、経済の活性化、保健・福祉の充実など総合的なまちづくりを目指している。

更に、本町が推進する全町域の光ファイバー化により、データの高速度通信環境が整備されることから、スポーツや健康づくりなどの分野においても先端技術を積極的に導入し、時代に則した新たな可能性の広がりが期待されることから、今後を見据えて「第2期スポーツ推進計画」を策定するものである。

2 計画の位置付け

本計画は、スポーツ基本法第10条^{*2}に基づき、国、県の「第2期スポーツ基本計画」を踏まえ、第1期北広島町スポーツ振興計画（平成23年度～令和2年度）後の状況変化などを勘案し策定する。

3 計画の期間

本計画は、令和3（2021）年度からの5年間を計画期間（令和3年度～令和7年度）とする。

なお、計画の内容については、社会・経済などの情勢変化等により、必要に応じて見直しを行う。

※1 スポーツをキーワードとした地方創生事業

国は平成28（2016）年度から、自治体が地域再生計画を作成して行う地方創生に向けた独自の取り組みに対して地方創生推進交付金を交付している。

本町も令和元（2019）年度から3カ年計画で地方創生推進交付金を活用した独自の取り組みとして「スポーツをキーワードとした地方創生事業」に取り組んでいる。

※2 スポーツ基本法第10条

都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

スポーツを取り巻く北広島町の現状と課題

① 人口減少と担い手の育成

現状

人口減少、少子高齢化がますます進み、これまで以上に子どもから高齢者に至るまでの「健康の維持・増進」「スポーツを通じた交流促進」などが求められている。

また年々町民の高齢化が進む中で、地域活動の担い手不足も深刻な問題として顕在化しており、将来に向けた人材育成への取り組みが急がれている。

課題

町民誰もが心身ともに健康に暮らすまちを目指すには、若年層の時代からスポーツに取り組むことが必要であり、スポーツやコミュニティを「ささえる」人材の育成や障害の有無にかかわらず、誰もが利用できるスポーツ環境の整備が急がれる。

② 子どもの体力向上と高齢者の元気づくり

現状

文部科学省が示している幼児期運動指針（平成 24 年 3 月）によると、都市化や少子化が進展したことは、社会環境や人々の生活様式を大きく変化させ、子どもにとって遊ぶ場所、遊ぶ仲間、遊ぶ時間の減少、そして交通事故や犯罪への懸念などが体を動かして遊ぶ機会の減少を招いているとしている。また、幼児（3歳から6歳の小学校就学前の子ども）にとって体を動かして遊ぶことは、その後の児童期、青年期への運動やスポーツに親しむ資質や能力の育成の阻害に止まらず、意欲や気力の減弱、対人関係などコミュニケーションをうまく構築できないなど子どもの心の発達にも重大な影響を及ぼすことにもなりかねないとしている。

本町においても、少子化が進行しており、幼児期から体を動かして遊ぶ場所、仲間、時間が減少していると考えられる。

毎年実施されている広島県児童生徒の体力・運動能力調査結果では、平成 28（2016）年度及び令和元（2019）年度における本町の小学 6 年生の男女、および中学 3 年生の男女と広島県の平均を比較すると、本町の小学 6 年生の体力合計点は男女共に低下傾向にある。一方、中学生は男女共に平均値が上昇していることから、学校での体育の授業や部活動、地域スポーツクラブ等のスポーツ活動が生徒の体力・運動能力の向上に重要な要素であると考えられる。

また、高齢者においては、平成 25（2013）年 9 月から導入された「元気づくりシステム」によって高齢者の体力の維持・向上に効果もたらされているだけでなく、年々参加者及び地域集会所を拠点とする開催場所が増加しているなど、コミュニティの身近な健康活動の「場」としての役割を果たしている。

課題

幼児期においては、遊びの中で多様な動きの獲得や体力・運動能力を培い、様々な活動への意欲や社会性、創造性などを育むことから、幼児が自発的に体を動かして遊べる機会を確保することが必要である。そのためにも幼児期の子どもと関わる人々がどの様に遊びや、運動・スポーツを行っていくとよいのか情報共有できる環境が必要である。

児童期の子どもについても、幼児期に培った体力・運動能力、社会性などをさらに伸ばして青年期に繋げていくためには、地域のスポーツ少年団や、クラブチーム、総合型地域スポーツクラブなどの活動を通じてスポーツ活動の機会を確保していくことが必要である。

中学校における部活動については、外部指導者の確保や生徒の小人数化に対応した部活動の内容検討など、地域・関係団体と連携した取り組みが必要である。

高齢者については、これから訪れる超高齢化社会に向け健康寿命の延伸を図るとともに元気な高齢者が、やりがい・生きがいを持って活躍できる「場」の創出が必要である。

③ 町民のスポーツ実施状況

現状

町民がスポーツをする機会としては、各種スポーツ団体に参加しての活動（体育協会、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、同好会等）、個人でのスポーツ活動（ラジオ体操・ウォーキング・筋力トレーニング等）、学校における体育・スポーツ活動（部活動）などを中心に行われている。しかしながら、スポーツを定期的の実施している町民は限られていると推測される。

課題

スポーツに定期的且つ積極的に取り組むことのできる環境づくりや、身近なスポーツ施設の利用・活用を促進する施策を展開することにより、性別や年齢、障害の有無などに関わらずスポーツを楽しむことのできる環境整備及び施策展開が必要である。

これまで、町民のスポーツ実施率は調査がなされておらず今後の課題となっている。

④ スポーツの多面的効果

現状

本町には国内外で活躍するアスリートや地域密着型のクラブチームが活動拠点を置いている。このことは町民の誇りでもあり、スポーツを実際に「する」だけでなく、スポーツ観戦などのスポーツを「みる」ことや、地域ぐるみでトップアスリートなどの活動を「ささえる」ことにつながっている。

この様に、スポーツを通じた地域の一体感や、連帯感を醸成するなどの社会的効果をもたらしているが、町全体に同様の効果が広まっているとは言えない状況である。

さらに本町には、四季を通じて多様なアクティビティを楽しむことができるアウトドアスポーツに適した自然環境が整っており、運動施設及びそれに隣接する宿泊施設なども整備されている。しかし現在、それらの魅力ある地域資源を有効に活用できていないのが現状である。

課題

スポーツがもつ多面的効果（健康づくり、仲間づくり、楽しさづくり、コミュニティづくりなど）を活用したまちづくりを推進するためには、各種関係団体等が取り組みを充実させることが重要となる。併せて、地域資源を活かした新たなアクティビティの開発も積極的に行う必要がある。さらに取り組みの効果を高めるためには、町民・関係団体・企業・行政などが連携し、スピード感をもって新たな取り組みを牽引する土台となる組織が必要となる。しかし現時点においては、その役割を果たす組織が存在しないため、様々な組織や団体の横断的連携を促す役割を担う組織として、行政が主体的に関りながら民間組織と連携する「共同事業体」の設立が喫緊の課題である。

⑤ 地域や団体、チームの情報発信

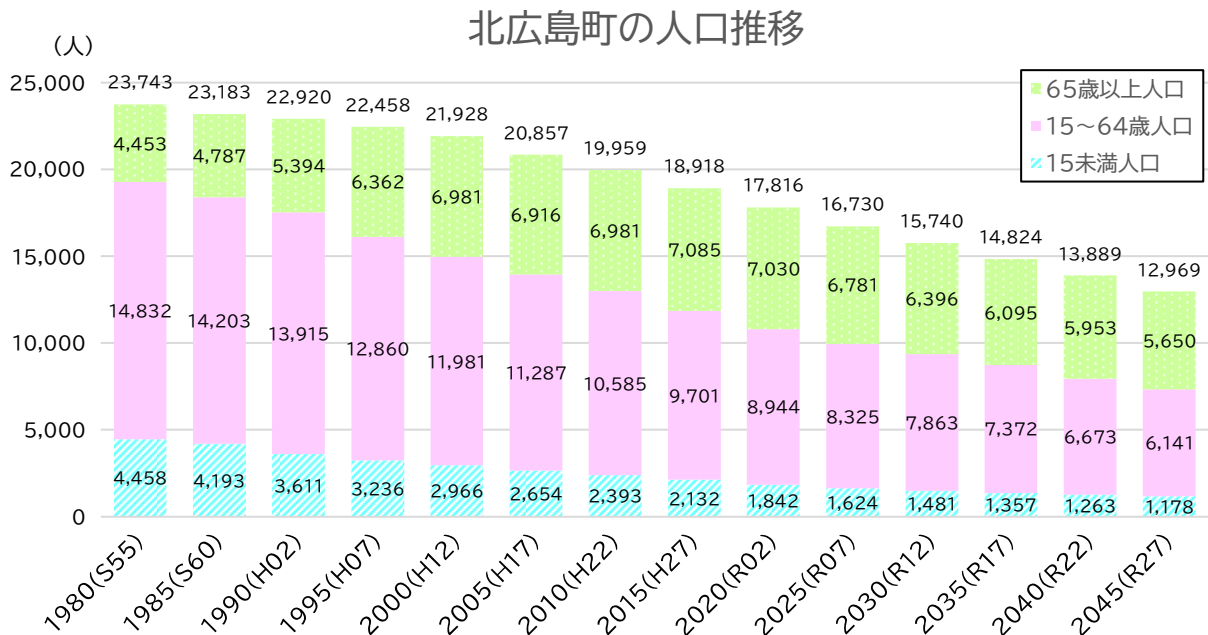
現状

町内には、子どもから高齢者までスポーツに関連する活動を行っている団体・チームなどが多くあり活発な活動が行われているが、各団体等が個別に情報発信を行っており活動理念、目的、活動内容などの情報が広く町民に伝わっていないのが現状である。

課題

多くの町民がスポーツ活動やスポーツ交流事業に関わるためにも、スポーツに関する情報の一元化や、様々な媒体を活用した情報発信の充実を図ることが必要である。

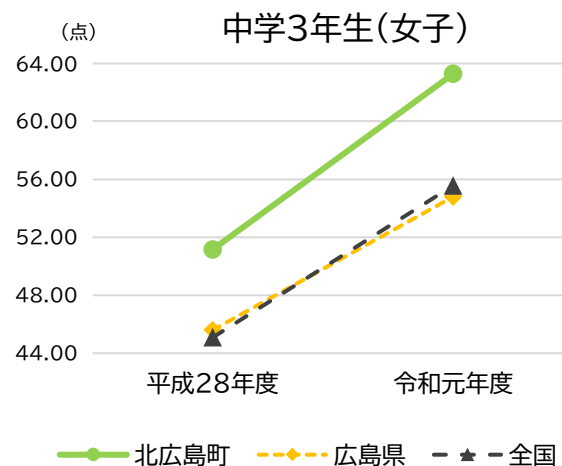
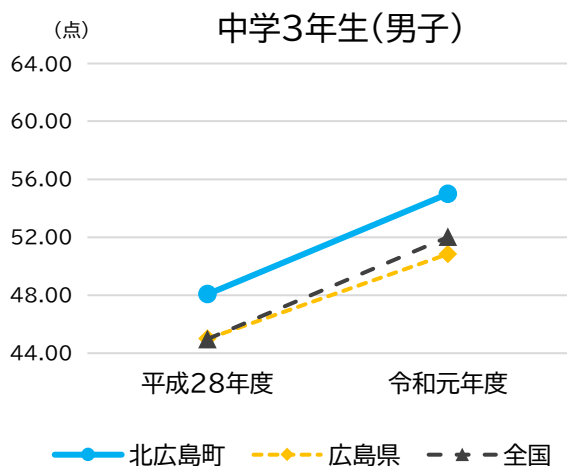
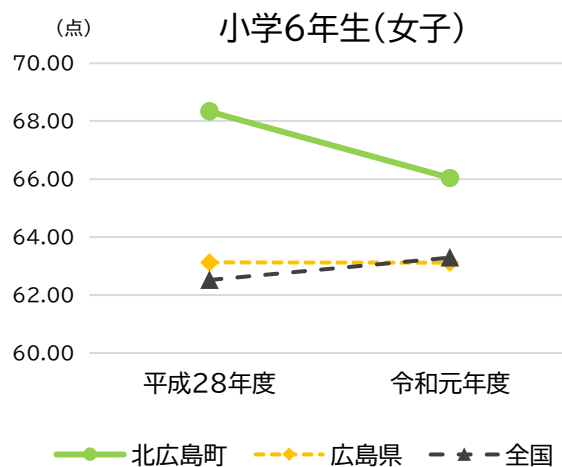
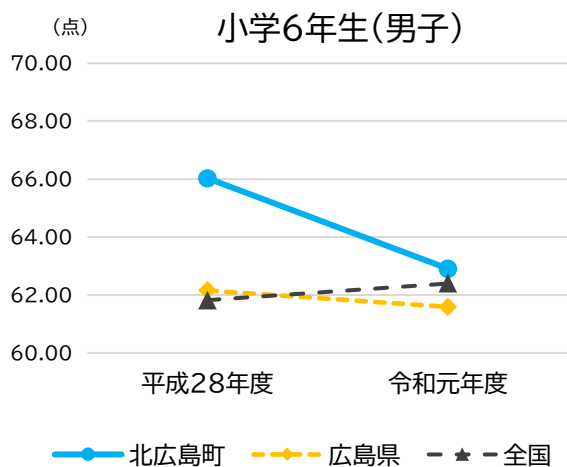
(資料1)



出典：2015年までは国勢調査の実績、以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計

(資料2)

北広島町における児童・生徒の体力・運動能力の結果



体力合計点(平均値)

小学校6年生	平成28年度				令和元年度				伸び率			
	男子	県内順位	女子	県内順位	男子	県内順位	女子	県内順位	男子	県内順位	女子	県内順位
北広島町	66.02	10	68.33	1	62.90	8	66.03	3	95.27		96.63	
広島県	62.16		63.12		61.59		63.11		99.08		99.98	
全国	61.82		62.52		62.40		63.29		100.9		101.2	

中学校3年生	平成28年度				令和元年度				伸び率			
	男子	県内順位	女子	県内順位	男子	県内順位	女子	県内順位	男子	県内順位	女子	県内順位
北広島町	48.07	7	51.15	3	54.98	2	63.27	2	114.4		123.70	
広島県	44.99		45.58		50.84		54.78		113.00		120.2	
全国	44.95		45.08		52.02		55.55		115.7		123.2	

出典: 広島県児童生徒の体力・運動能力調査結果 平成28年度・令和元年度

計画の基本事項

1 基本理念

町民がスポーツを通じて 幸福感・満足感を実感できるまちづくり

2 本計画における「スポーツ」の捉え方と、目標とする政策目標

「スポーツ」という言葉に対する町民の受け止め方は様々だが、本来、スポーツは語源的に気晴らしや、遊び、楽しみ、休養といった意味を持っている。そのことを踏まえ、本計画では「スポーツ」を多様な生活活動（生活の中にある多様な活動）として幅広く捉える。

本計画の目的は町民誰もが日々の生活の中でスポーツを通じて、幸福感・満足感を実感できるまちづくりを推進していくことであり、多様な生活活動を健康活動（身体活動）に移行させていくための必要な活動として、スポーツ実践につなげていくことにある。本町民のスポーツ活動を活発化させる具体的方策としては、「する」「みる」「ささえる」などのスポーツを通じた活動全般を「きたひろスポーツ」（以下、「きたスポ」という。）と呼称し、町の課題解決に向け、以下、5つの政策目標を柱に計画を推進していくこととする。

<政策目標>

1. きたスポを通じた共生社会の実現
2. きたスポを通じた健康長寿社会の実現
3. きたスポを通じた経済の活性化
4. きたスポを通じた地域の活性化
5. きたスポを通じたトップアスリートの支援と活用

※「きたひろスポーツ」のイメージ

「きたひろスポーツ」 = (きたスポ)



スポーツを通じた楽しさ・喜び・幸せを感じる身体活動

Do

「する」きたスポ

～楽しみながら体を動かす～

<例えば>

- ◆ 野球、サッカー、スキー、テニス、武道などポピュラーなスポーツ
- ◆ 徒歩や自転車での通勤・通学
- ◆ ラジオ体操、元気づくり体操
- ◆ 散歩
- ◆ 子どもとキャッチボール など

<北広島町ならではの「する」きたスポ>

- ◆ 神楽、田楽などの身体活動を伴う伝統芸能(練習、公演、共演大会)
- ◆ 自然の中で体を動かすアクティビティ
- ◆ 爽快感や達成感を感じる地域活動(草刈りや清掃活動など)

など



Watch

「みる」きたスポ

～感動や感激を味わう～

<例えば>

- ◆ テレビでスポーツを観戦する
- ◆ スタジアムなどでスポーツを観戦する
- ◆ 運動会で応援する など



Support

「ささえる」きたスポ

～やりがい・生きがいを実感する～

<例えば>

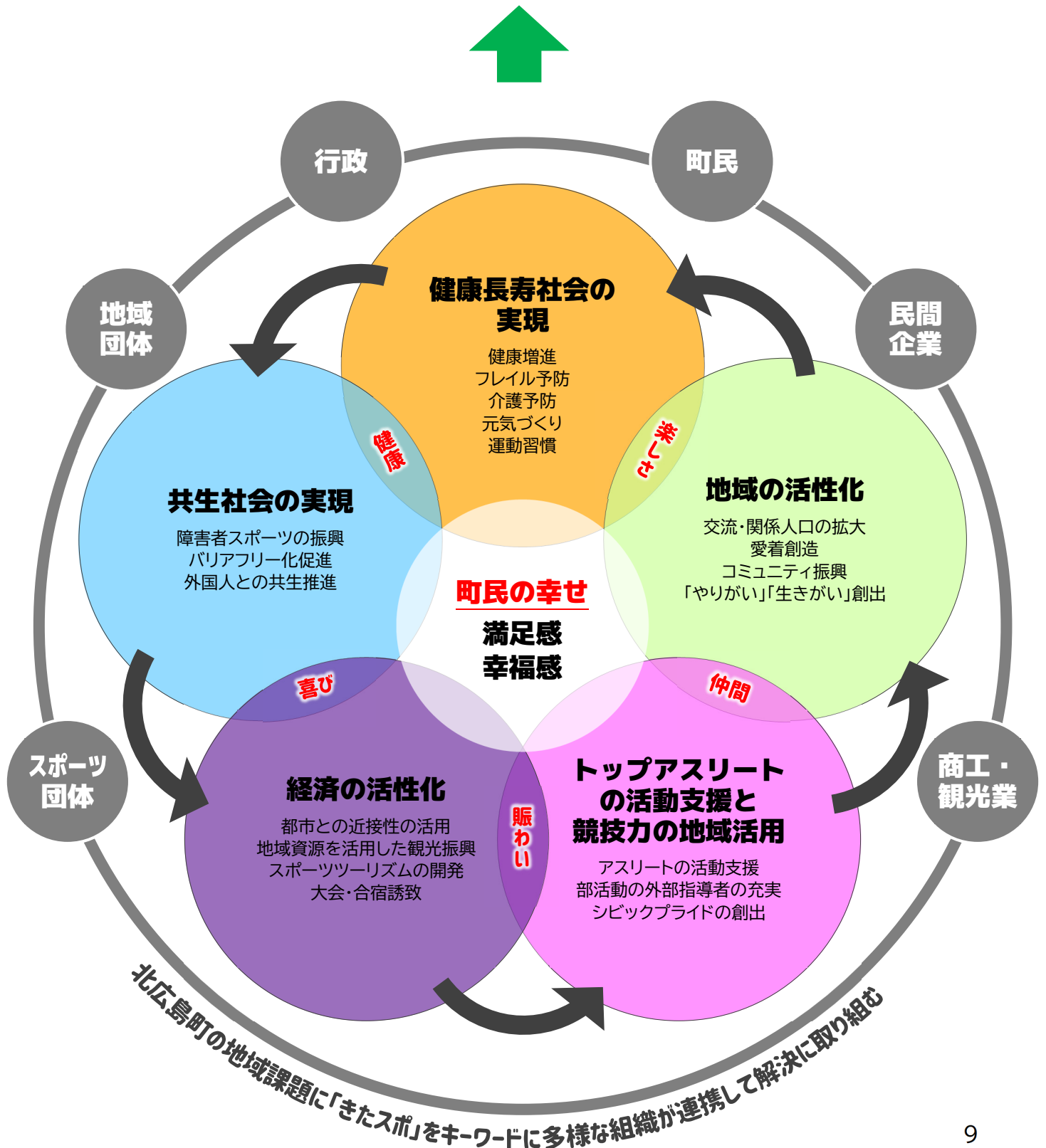
- ◆ スポーツイベントのボランティアスタッフとして参加
- ◆ 地域課題の解決に繋がる身体活動(ボランティア活動など)
- ◆ 応援しているスポーツ団体の支援(試合の応援や後援会活動など)



3 目指す姿（将来像）

<将来像>

「きたひろスポーツ」を通じて幸福感・満足感を感じられる北広島町
～誰もが、住みたい・住んで良かった・住み続けたいまちの実現～



4 5つの政策目標

目指す姿（将来像）の実現に向けて、この計画では5つの政策目標を掲げ、目標の達成のために施策を展開する中で、社会の様々な地域課題の解決に取り組んでいく。

政策目標Ⅰ きたスポを通じた共生社会の実現

【将来の姿】

心と施設のバリアフリー化が推進され、年齢、性別、国籍、障害の有無などに関係なく、全ての人々が「きたスポ」を通じて交流し、誰もが安心して健康に暮らせるまちが実現されている。

政策目標Ⅱ きたスポを通じた健康長寿社会の実現

【将来の姿】

行政と各種団体が連携し、日常生活の中で若者から高齢者までが、きたスポや健康づくりの活動を楽しみ、継続できる環境が整備され、心身の健康だけでなく、町民の誰もが楽しく暮らせるまちが実現されている。

政策目標Ⅲ きたスポを通じた経済の活性化

【将来の姿】

「きたスポコミッション」の創設により、本町が有する自然・文化・伝統芸能・食などの地域資源と「きたスポ」を融合することで、地域資源を活かしたアクティビティが充実し、観光・スポーツ合宿・大会誘致等による来訪者が増加するとともに、地域産業の活性化、地域の賑わい、新たな雇用などがまちに創出されている。

政策目標Ⅳ きたスポを通じた地域の活性化

【将来の姿】

きたスポと町民の自主的・主体的な活動を通じて、住民間の交流促進、各種団体の活動の充実が図られ、誰もが「やりがい」や「生きがい」を感じることで町民の愛着や誇りが創出されている。

政策目標Ⅴ きたスポを通じたトップアスリートの支援と活用

【将来の姿】

本町を拠点とするクラブチームや個人など国内外で活躍するトップアスリートの活動を町民・企業・行政などがそれぞれの立場から多様な支援を行うことで、選手の持続的な活動環境が整備されている。

また、国内外の大会で活躍する選手に憧れを抱くことで将来のアスリートを目指すようになり、北広島町から多くの日本を代表する選手が輩出されている。

5 施策の体系

政策目標Ⅰ きたスポを通じた共生社会の実現

- 1 障害者スポーツ、パラスポーツのアスリートの活動支援・活性化促進
- 2 「きたスポ」を通じた多文化共生社会の実現
- 3 誰もが健康づくりや、きたスポ交流を楽しめる仕組みづくり
- 4 スポーツ施設、関連施設等のバリアフリー化及びユニバーサルデザイン化の推進

政策目標Ⅱ きたスポを通じた健康長寿社会の実現

- 1 各地域における健康増進活動の促進
- 2 個人や家庭で手軽に取り組める健康増進活動の推進と啓発
- 3 子どもの体力・運動能力の向上

政策目標Ⅲ きたスポを通じた経済の活性化

- 1 スポーツをキーワードとしたまちづくりに取り組む「きたスポコミッション」の創設
- 2 地域資源を活かしたアクティビティの開発と「きたスポ」を融合したスポーツツーリズムの開発による交流・関係人口の拡大
- 3 スポーツ関連施設情報、観光情報等の一元化

政策目標Ⅳ きたスポを通じた地域の活性化

- 1 各種スポーツ団体の交流促進と取組状況に関する周知・PR など情報発信の充実と担い手育成
- 2 スポーツを「みる」機会の創出と観戦環境の質的向上
- 3 スポーツをキーワードとしたまちづくりを推進する住民意識の醸成
- 4 町民の自主的・主体的活動の支援と「きたスポ」との多様な関わりの創出

政策目標Ⅴ きたスポを通じたトップアスリートの支援と活用

- 1 トップアスリートの活動に対する多面的支援の充実
- 2 トップアスリートによる小・中・高校生への技術指導による競技力の向上

目標達成に向けた施策展開

政策目標Ⅰ きたスポを通じた共生社会の実現

1 障害者スポーツ、パラスポーツのアスリートの活動支援・活性化促進

年齢、性別、国籍、障害の有無に関係なく、全ての人が分け隔てなく「きたスポ」に親しむことを通じて、お互いの理解を深め、人々の意識を変え（心のバリアフリー）、誰もが尊重される社会の実現に取り組み、多様性が尊重される社会の実現に向け、誰もが気軽にスポーツを楽しむことができる機会や場を創出する。

【施策の方向性】

- 障害者スポーツ、パラアスリートの活動支援・活性化促進

2 「きたスポ」を通じた多文化共生社会の実現

少子高齢化による人口減少により、生産年齢人口が減少しており、製造業を中心とした外国人が増加している。スポーツを通して外国人と町民の交流を促進し、相互理解による多文化共生社会の実現に取り組む。

【施策の方向性】

- 町民と外国人との「きたスポ」を通じた交流促進

3 誰もが健康づくりや、きたスポ交流を楽しめる仕組みづくり

障害者と健常者が共に「きたスポ」を楽しむことのできるイベントの開催などを通じて、お互いに理解を深めるとともに、誰もが「きたスポ」に接することのできる仕組みづくりを推進する。

【施策の方向性】

- 障害の有無に関係なくスポーツに親しめる環境整備の促進
- 競技ルールの変更や用具の工夫による新たな「きたスポ」スタイルの推進

4 スポーツ施設、関連施設等のバリアフリー化及びユニバーサルデザイン化の推進

町内のスポーツ施設は、平成の初期に完成し、これまでにバリアフリー化などの改修工事等が行われていない施設が多くあり、必ずしも誰もが使いやすい施設となっていない現状がある。スポーツ施設、関連施設等のユニバーサルデザイン化を推進するとともに、誰もが暮らしやすい生活環境の整備を行う。

【施策の方向性】

- スポーツ施設、関連施設等のバリアフリー化の推進
- 障害者の暮らしやすいまちづくりの推進

政策目標Ⅱ

きたスポを通じた健康長寿社会の実現

1 各地域における健康増進活動の促進

「きたスポ」に含まれるスポーツや運動は、心身の健全な発達や健康・体力の保持増進に役立つだけでなく、医療費の削減にも効果がある。子育てや仕事などによりスポーツや運動をする機会が減少している年代もあり、生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む基盤として、誰もが各々の年代や関心、適性等に応じて日常的に「きたスポ」に親しむ機会を創出し、スポーツ実施率を向上させていく。

【施策の方向性】

- 元気づくり推進事業の更なる充実
- 「きたスポ」に親しむ動機、きっかけづくりの推進
- スポーツ実施率などの調査・研究の推進

2 個人や家庭で手軽に取り組める健康増進活動の推進と啓発

若年層から高齢者まで誰もが気軽に「きたスポ」に取り組める環境づくりを推進し、継続的にスポーツに取り組む動機づけを行うとともに「きたスポ」を習慣化するための啓発活動の取り組みを推進する。

【施策の方向性】

- 体育協会の組織強化
- 「きたスポ」に継続的に取り組む仕組みづくりの推進
- 「きたスポ」に無関心な層への啓発活動の推進
- 総合型地域スポーツクラブの持続可能な運営体制の構築
- スポーツ推進委員の活動充実
- 健康(運動、栄養、休養など)全般に関する啓発活動の推進

3 子どもの体力・運動能力の向上

子どもたちのスポーツについては、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブなど地域による活動や、民間が運営する各種クラブ、地域のスポーツ団体等が多様なスポーツ環境を整備し取り組んでいる。また、学校教育の一環として行われる運動部活動は地域と学校が協働して取り組み、基礎的な体力の格差を抑制するとともに、体力・運動能力の向上を図る。

【施策の方向性】

- 幼児期における遊び、運動・スポーツ機会の充実
- スポーツをする子どもを増やすとともに様々なスポーツにチャレンジできる環境整備
- 外部指導者等の活用による運動部活動の支援の充実
- 小学校で取り組むスポーツ大会の継続開催(陸上記録会・なわとび大会など)

政策目標Ⅲ きたスポを通じた経済の活性化

1 スポーツをキーワードとしたまちづくりに取り組む「きたスポコミッション」の創設

平成 29（2017）年3月に策定された国の「第2期スポーツ基本計画」は、スポーツを通じた活力ある社会づくりを柱の一つに掲げている。本町においては、地域密着型のクラブチームやパラアスリートなど全国の舞台上で活躍するアマチュアの選手やチームの活躍を地域全体で応援することによる社会的効果や、スポーツ大会・講習会開催等による経済的効果につながっている。

地域経済の活性化については、自然環境を活かしたアクティビティの開発を進めるとともに、他分野（観光・歴史・文化・食など）との連携が必須となるため、町、スポーツ団体、企業等が一体となり施策展開を行うための新たな組織を立ち上げ、各分野の連携強化を戦略的に推進する。

【施策の方向性】

- 「きたスポコミッション」の創設
- スポーツアクティビティの導入に向けた検討・事業実施

2 地域資源を活かしたアクティビティの開発と「きたスポ」を融合したスポーツツーリズムの開発による交流・関係人口の拡大

本町の地域経済を支える観光事業は、平成 26（2014）年度をピークに入込観光客数及び観光消費額が減少している。近年、暖冬による降雪量の減少によるスキー客の減少など、環境の変化が集客数にも大きな影響を与えている。

また、豊かな自然や、伝統芸能の神楽や壬生の花田植、歴史的史跡など個々には魅力ある観光資源はあるものの、町外からの観光客の周遊を促進する仕組みが整っていないことも要因の一つとなっている。

このことから、町全体を一体的に捉え、現在ある魅力的な地域資源と「きたスポ」を融合したスポーツツーリズムを地域住民や関係団体と連携して全町的に推進する。

【施策の方向性】

- 現在ある地域資源を有効に活用したスポーツツーリズム開発と町内の周遊促進

3 スポーツ関連施設情報、観光情報等の一元化

本町には、運動公園施設が各地域に整備されており、町内外から多くの方が施設を利用している。施設は、指定管理者により管理・運営されているため、施設の予約状況やイベント情報などが一元化されておらず、利用者が各施設に施設の空き状況を確認する必要があるなど、利用者の利便性が低いことが課題である。

スポーツツーリズムの推進など「きたスポ」と観光を結び付けた取り組みを推進していくため、利用者目線に立った利便性の高いシステム構築を推進する。

【施策の方向性】

- 利用者の利便性向上に向けた観光情報や公共施設などの情報一元化の促進

政策目標Ⅳ きたスポを通じた地域の活性化

1 各種スポーツ団体の交流促進と取組状況に関する周知・PR など情報発信の充実と担い手育成

「きたスポ」と町民の関わりが、町民に感動や喜びを与えるとともに、人と人の関わりを創出し、地域コミュニティの活性化が図られている。この様な「きたスポ」と町民の関わりを可視化することにより、地域活性化を推進する。

スポーツ少年団や、クラブチームなどの活動は、技術力の向上を図るとともに、将来を担う子どもたちの育成に取り組んでいる。子どもたちが健康で、楽しく、夢を持ち続けるためには、「きたスポ」を楽しむ子どもからアスリートを目指す子どもまで、技術レベルや年齢、目的に適した育成環境を整備する必要がある。団体の活動理念や活動内容、大会結果などを広く町民に情報発信し、スポーツ活動を支えていくという機運の醸成が必要である。

また、町内で活動する団体やチームが交流し情報交換を行うことで、スポーツ活動全体のレベルや充実度の向上を図る。

【施策の方向性】

- 町内で取り組まれている地域活動や団体・チーム活動状況の可視化(見える化)
- 町内で活動する団体・チームの交流促進(情報の共有など)

2 スポーツを「みる」機会の創出と観戦環境の質的向上

町民がスポーツを「みる」機会を増やしていくことで、「きたスポ」と町民の関わりや、きたスポの実施機会を創出する「きっかけ」づくりを推進する。

現在のスポーツ施設は、「する」側に立った施設もあり、スポーツを「みる」側の視点に立った施設整備を進める。

また、競技の歴史や文化、ルールや技術、選手の情報などを「みる」側に提供することで、スポーツを「みる」楽しさや感動を味わえる観戦環境の充実を図る。

【施策の方向性】

- スポーツを「みる」側に立った施設整備及び環境整備の促進
- 各種スポーツ大会の誘致・開催

3 スポーツをキーワードとしたまちづくりを推進する住民意識の醸成

スポーツをキーワードとしたまちづくりは、観光、商業、健康、福祉、生涯学習など幅広い分野が横断的に関わっていく必要がある。事業に取り組む「将来像・理念・方向性」などについて町民と意識を共有し、協働した取り組みが求められる。

そのために、町民への情報発信や、町民がスポーツをキーワードとしたまちづくりについて学ぶ機会を作り、町民意識の醸成を図る。

【施策の方向性】

- 情報発信の充実
- 「きたスポ」を推進する担い手の育成
- 行政組織内の連携強化
- 関係団体との連携強化

4 町民の自主的・主体的活動の支援と「きたスポ」との多様な関わりの創出

「きたスポ」の持つ多様性を活かして、町民それぞれが自分に合った「きたスポ」との文化的な活動を含む多様な関わりを創出し、共感する人と人の繋がり拡大による地域コミュニティの再生や、町民自らの自主的・主体的な活動を支援する。

また、本町では、東京オリンピック競技大会でホストタウン相手国のドミニカ共和国選手団（柔道競技および陸上競技）の事前合宿の誘致・受入に取り組んでいる。今後もスポーツをキーワードとしたまちづくりにつながるレガシーの創出に取り組む。

【施策の方向性】

- 町民と「きたスポ」の多様な関わりを創出

1 トップアスリートの活動に対する多面的支援の充実

本町には、国内外で活躍する地域密着型のクラブチームやパラアスリート、また全国の舞台で活躍するアマチュアの選手やチームがあり、地域住民との関わりや、小学校・中学校との連携など幅広い活動を行っている。

日本を代表する選手や、障害を乗り越えスポーツに真剣に取り組む選手の姿は、町民に勇気や希望を与えるとともに感動を与え、町民の生活に活気や潤いを創出している。

また、選手との交流を通じてスポーツの魅力に接することで、チームや個人を応援・支援するといった、「ささえる」活動が広がりを見せている。

学校との連携においても、夢に向かってチャレンジすることの大切さや、障害について正しい理解を深めるなど多くのことを児童・生徒が学んでいる。

学校部活動においても、選手との交流、講習会を通じた競技力の向上や、選手としての人間形成などトップ選手から多くのことを学んでいる。

この様に、町民とトップアスリートの関係は、町民の生活において多様な効果をもたらしており、町内を拠点に活動するトップアスリートチーム・個人が将来においても、本町を拠点に安心して活動できる総合的な環境整備が必要である。

【施策の方向性】

- トップアスリートへの支援と活用
- 各種媒体を活用した情報発信
- 町内スポーツ施設の機能維持・充実

2 トップアスリートによる小・中・高校生への技術指導による競技力の向上

小・中・高校生のきたスポとの関わりとして主なものは、学校部活動、体協事業、スポーツ少年団、クラブチーム、総合型地域スポーツクラブなどが挙げられる。

少子化が進行する本町では、学校部活動において、競技種目の縮小や、他校と合同での大会出場など規模的な課題に加え、外部指導者の不足など、多くの課題を抱えている。

また、スポーツ少年団やクラブチーム、総合型地域スポーツクラブにおいても同様の課題を抱えている。

本町で活動するトップアスリートによる競技力の地域活用を推進することで、一定の競技力の向上や、スポーツの持つ本来の楽しさを知ることにつながり、児童・生徒が大人になってもスポーツに親しむことや、次世代に向けた指導者などの人材の育成を推進する。

【施策の方向性】

- スポーツ少年団やクラブチームの活動支援
- スポーツ教室の開催(トップレベルの指導等)
- 外部指導者等の活用による運動部活動の支援(再掲)

計画の着実な推進と進行管理

1 計画の着実な推進

5つの政策目標の達成に向けた【施策の方向性】を踏まえ、5カ年の計画期間中に取り組む具体的な事業についての実施計画は別途作成し、関係団体等と連携して計画的な事業実施に努める。

2 計画の進行管理・評価・見直し

この計画の推進に当たっては、PDCAサイクルを繰り返すことにより、取り組みを継続的に改善していく。PDCAサイクルを形式的な事業点検に終わらせないため、絶えずスポーツを巡る最新の動向を把握するとともに、有識者に事業の進め方について助言を仰ぎながら取り組みを進めていく。

資料編

1 北広島町スポーツ推進計画策定委員会名簿

番号	氏名	所属・職名等	備考
1	長田 克司	北広島町生涯学習計画策定委員会副委員長 北広島町体育協会会長 総合型地域スポーツクラブ「大朝人くらぶ」会長	前期計画策定委員 (委員長)
2	曾根 幹子	広島市立大学名誉教授	前期計画策定委員 (副委員長)
3	杉野 裕一	(株)キッズ・カンパニー 代表取締役社長	
4	杉山 浩紀	広島県スポーツ推進課長(SAH)	
5	小畑 隆浩	北広島町スポーツ推進員協議会会長 北広島町体育協会副会長 千代田地域総合型スポーツクラブ会長	前期計画策定委員
6	片桐 義洋	一般社団法人芸北道場理事長 総合型地域スポーツクラブ「芸北道場」理事長	
7	藤堂 修壮	一般財団法人どんぐり財団理事長	
8	前迫 護	総合型地域スポーツクラブ「どんぐりクラブ屋台村」 理事長	
	8名		

2 計画策定の経過

時期	項目
令和2年11月	第2期北広島町スポーツ推進計画策定委員委嘱
令和2年12月	第1回北広島町スポーツ推進計画策定委員会開催
令和3年1月	第2回北広島町スポーツ推進計画策定委員会開催
令和3年2月	パブリックコメント受付
令和3年3月	第3回北広島町スポーツ推進計画策定委員会開催
令和3年3月	第2期北広島町スポーツ推進計画を北広島町長へ提出
令和3年4月	第2期北広島町スポーツ推進計画施行

第2期北広島町スポーツ推進計画(令和3年度～令和7年度)

発行:北広島町 まちづくり推進課 地域づくり係
〒731-1595 広島県山県郡北広島町有田 1234 番地
TEL:050-5812-1856 FAX:0826-72-5242

編集:(株)ジャパンインターナショナル総合研究所